

福井市監査告示第18号

令和2年9月10日付け監査告示第16号にて公表した監査結果報告について、福井市長から措置を講じた旨の通知を受けたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表する。

令和2年10月16日

福井市監査委員 谷川 秀 男
福井市監査委員 滝波 秀 樹
福井市監査委員 今村 辰 和
福井市監査委員 下畑 健 二

- 1 措置を講じた部局等 福祉保健部 子育て支援課
2 措置通知を収受した年月日 令和2年10月14日
3 措置内容

指摘事項	措置内容
<p>消火設備の管理について、保育園の消火器が長期間、使用期限が切れたままになっており、その場合に必要となる耐圧性能点検も行われていなかった。</p> <p>所管課は、消防法第17条第1項に基づき消火器を常に良好な状態で設置しておくことが義務であり、今後は適切な消火設備の管理に努められたい。</p>	<p>各園の消火設備である消火器について、これまでは、設置場所や使用期限等のデータ管理を行っていなかったため、今後は全園の消火器をデータ管理し、子育て支援課及び各園で管理を行い、使用期限切れになる前までに交換を行うこととする。</p> <p>また、これまで消火器の交換は、業者から子育て支援課へ一</p>

括で納品後、子育て支援課の職員が交換対象園へ配布・設置を行っていたが、交換忘れや交換漏れを防ぐため、納入業者から直接対象園へ納品することとする。併せて発注の際に、子育て支援課から園の管理者である園長へ交換対象の消火器を通知し、各園で管理しているデータを基に確認を行い、その結果を子育て支援課へ報告し、現場での交換ミスの防止を図るとともに、施設管理の徹底に努める。

園は、消防設備等の点検時の内容等について新たに報告書を提出し、子育て支援課と園の情報の共有を図る。また、業者の点検結果に基づき速やかに修繕等の対応を行い、対応後は子育て支援課及び園長の確認印を押印するとともに、子育て支援課職員は定期的に現場での確認を行う。